

第28回 和泉市入札等監視委員会(会議概要)

開催日時	平成29年1月18日(水)午後1時25分から午後3時00分
開催場所	和泉市役所5号館3階301会議室
出席者	委員:弁護士、警察OB、大学教授 事務局:契約検査室長兼検査担当課長、契約担当課長、契約検査室総括主幹、契約担当課総括主査、合計7名
審議対象期間	平成28年8月1日から平成28年11月30日まで
議 題	議案審議 (1)入札・契約手続きの運用状況について (2)入札方法別抽出工事案件審議
審議概要	<p>(1)入札・契約手続きの運用状況について</p> <p style="text-align: center;">○和泉市建設工事等における郵便入札試行要綱の一部改正について</p> <p>委員長～長い間試行という形であったのか 事務局～試行開始から一定期間が経過したことから変更を行ったものです。</p> <p>委員長～失格を明確にしたとのことだが今まではなかったのか 事務局～新設した第9条4・5項において事前公表された予定価格を上回る、最低制限価格を下回る応札に対して取り決めがなかったので明確化したものです。</p> <p>委員 ~第9条1項「入札の執行を害する行為」は過去に行ったことを言うのか 事務局～当該入札に関してです。</p> <p>委員 ~害した時点でとのことか 事務局～はい。入札室から退出していただきます。</p> <p>委員 ~恐れがあるというのを含むのか 事務局～執行官が判断します。</p> <p>(2)入札方法別抽出工事案件審議</p> <p>・制限付一般競争入札案件</p> <p>① 市営唐国住宅建替工事</p> <p>委員 ~総合評価制度方式は初めてか 事務局～平成25年度が最後で久々になります。</p>

審議概要

平成22年度から採用しており、直近では平成25年度に執行しています。

委員長～低入札価格調査基準価格と失格価格を2段階で設けるのはなぜか

事務局～低入札価格調査基準価格を下回るとダンピング受注で品質の悪いものが出来るのではないかという疑いが出る。総合評価は、品質と価格で決定する制度であるので地域精通度等の要件で資材置き場が近くにある等との要素で価格が安くなるとの根拠が判明し品質に問題がない事がわかれば契約にいたりますが、失格基準価格を下回った場合には品質の保証が出来ない価格であると判断し失格とする価格になります。

委員長～通常の入札であれば最低制限価格を下回ると失格になるがこの制度との違いは

事務局～低入札価格調査制度は低入札調査基準価格を下回った場合、調査を行い積算内容に合理性がある場合その入札を決定するもので、最低制限価格より安価で契約できる場合がある一方で業者決定までに一定期間を要することから、総合評価方式のみに限定しております。

地域精通度等の要件を取り入れることで、価格面でメリットがあります。今回分離発注にて、総合評価落札方式で3件の入札を行っています。そのうち、電気、管工事の入札においては低入札価格調査基準価格を下回った金額にて契約を行っています。

価格当たりの技術点を評価値として比較しますので品質をくらべています。

・公募型指名競争入札案件

- ① 市立芦部小学校体育館非構造部材耐震化等改修工事
- ② (仮称)農業振興研究施設進入路整備工事
- ③ 改良工事 和田浄水場ろ過池電動弁盤取替工事
- ④ 黒鳥山公園整備工事

委員 ～ 土木については20数社が最低制限価格での応札ですが造園は最低制限価格ではないのですね

事務局～応札額は、業者積算によるもので、最低制限価格による応札を強要するものではありません。

・指名競争入札案件

- ① 市営和泉第一団地サッシ改修工事
- ② 市立芦部小学校体育館非構造部材耐震化等改修機械設備工事
- ③ 市立鶴山台南小学校体育館非構造部材耐震化等改修機械設備工事

④ 市立北松尾保育園遊戯室他空調機取替工事

委員 ～管の工事が厳しいのか

事務局～設計金額が 300 万円未満で工事期間が 4・5 ヶ月の分離発注の工事については、業者にとっては積算が合わない等の理由で敬遠されてると考えられます。

また、技術者の配置が困難であることも考えられます。

委員 ～本体工事とは別の工事内容になるのではないのですか。それにもかかわらず、本体工事と合わせて技術者の配置が必要なのですか。

事務局～実際の作業自体は、工期の始めと終わりだけですが、工事期間は本体工事と同じ期間を設定し、全体工程も本体工事をメインに設定するので、管工事のみを1ヶ月にまとめて作業はできません。

分離の基準があり、設計価格で判断しますので、本工事については、本体工事に含めた発注はできません。

委員 ～ 芦部小学校が不調、同時期に鶴山台南小学校でも中止になってますが、指名競争入札は同じ業者を選定するのですか。

事務局～この2件については、以前から発注してます同様の案件が不調になることが多く、今回も不調になる可能性が高いので、指名の段階で対象等級の指名可能な全社を指名しております。

委員 ～その後、たくさんの業者を指名してるので、始めからこれだけの業者を指名することはできないのか。

事務局～本件は管B等級を対象とする工事になりますので、1回目は同等級業者のみの指名になります。不調になりましたら、次の段階として上位等級である管A等級の業者での入札となります。

委員 ～市営和泉第一団地サッシ工事ですが、1回目の入札で中止で残った1者が2回目の入札で辞退となっているのはどうしてですか。

事務局～入札の辞退は業者の自由のため、推測ですが、多少ではあります。工事期間がかわってますので、その時と状況がかわったのだと思われます。

・随意契約案件

① 市立芦部小学校体育館非構造部材耐震化等改修機械設備工事

～随意契約の理由は。

事務局～2回の入札不調・中止により市内登録業者への発注が困難となったことから随意契約を行ったものです。

委員 ～和泉市水道管工事業(同)は、業者が集まった会社ですか。
事務局～業者が集まった単独の事業所となっており、専属の技術者も配置されております。ただ、組合ですので、通常の指名競争入札等には指名していません。

(3)その他

○事務局から様式第2 期間中の指名停止業者を説明し、様式第3 苦情処理案件がなかったことを報告。